

定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人兵庫県立大学定款（以下「定款」という。）の一部変更（平成28年11月24日認可）附則第3項の規定に基づき、定款第10条の2第3項の規定により任命される兵庫県立大学の最初の学長（以下「学長」という。）の任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 学長の任期は、4年とする。

2 学長は、再任されることができる。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、学長の任期に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。